

船舶事故調査報告書

平成23年5月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 山本 哲 也
委員 石川 敏 行
委員 根本 美 奈

| | |
|---|---|
| 事故種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 平成22年7月25日（日） 05時10分ごろ |
| 発生場所 | 京都府宮津市宮津港第4区 宮津港杉ノ末防波堤灯台から真方位320° 3,200m付近 (概位 北緯35° 33.9′ 東経135° 10.2′) |
| 事故調査の経過 | 平成22年10月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | A モーターボート シーザー ^{スリーナイン} 999、5トン未満 251-13456 京都、個人所有 7.57m×2.57m×1.31m、FRP ディーゼル機関、88.26kW、平成1年6月 B 漁船 後貫丸 ^{こじつ} 、0.65トン KT3-6435（漁船登録番号）、個人所有 4.63m(Lr)×1.30m×0.49m、FRP ガソリン機関、漁船法馬力数30、昭和50年9月10日 |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A 男性 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年7月2日 免許証交付日 平成20年10月20日 (平成26年7月1日まで有効) B 船長B 男性 80歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年12月26日 免許証交付日 平成20年3月11日 (平成25年12月9日まで有効) |
| 死傷者等 | A なし B 負傷 1人（船長B 右前腕、腰椎及び右大腿打撲傷） |
| 損傷 | A 左舷船首に擦過傷 B 左舷船尾の外板に亀裂、船外機のカバーを破損 |
| 事故の経過 | A船は、船長Aが1人で乗り組み、夜通しの釣りをを行い、途中、3時間ほど睡眠をとり、平成22年7月25日04時30分ごろ、夜釣りを終え、白色全周灯及び両舷灯を点灯し、京都府伊根町鷺崎沖を発して帰途につき、宮津市二本松沖に向けて約23km/h（約12.2ノット）の速力で西 |

| | | |
|---------------|---|---|
| | <p>北西進した。</p> <p>船長Aは、夜釣りの疲れもあって操舵室右舷側の椅子に深く腰を掛けて手動操舵に当たり、これまで二本松沖で錨泊中の船船を見かけたことがなかったため、前路に他船はいないと思い、前方をよく見ずに航行した。</p> <p>船長Aは、前路で錨泊中のB船に気付かずに航行し、衝突直前、B船上で立っている人影が見えたので、全速力後進をかけたが、A船の左舷船首部とB船の左舷中央部とが衝突したのち、A船がB船船尾部の船外機の上を通過したとき、船外機と接触した。</p> <p>B船は、操舵室がない伝馬船型の小型漁船で、船長Bが1人で乗り組み、衝突約5分前の05時05分ごろ、二本松の沖約200mの水深約6～7mのところ、右舷船尾から重さ約3kgの錨を入れて錨索約10mを出し、機関を停止して形象物を掲げずに錨泊した。</p> <p>船長Bは、船体中央部に立ち、右舷側に釣り竿を出してルアー釣りを始め、竿先を見ていたとき、衝突の直前に左舷側から接近するA船を初めて視認し、大声を出すとともにその場に倒れ込んだが、05時10分ごろ衝突した。</p> <p>船長Bは、倒れ込んだ際に身体を船体に打ち付けて負傷した。</p> <p>B船は、事故後、A船にえい航されて宮津市溝尻に入港した。</p> | |
| <p>気象・海象</p> | <p>気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の末期</p> <p>日出時刻：05時02分</p> | |
| <p>その他の事項</p> | <p>A船は、GPSプロッターを作動させていたが、レーダーは装備していなかった。</p> <p>船長Aは、月に3～4回、日帰りで釣りに出かけており、年に2回程度、夜通しの釣りに出かけていた。</p> <p>B船は、GPSプロッター及びレーダーを装備していなかった。</p> <p>船長A及び船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p> | |
| <p>分析</p> | <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p> | <p>あり なし なし</p> <p>A船は、二本松沖を西北西進中、船長Aが、前路に他船はいないと思い込み、適切な見張りを行っていなかったことから、前路で錨泊中のB船に気付かずにB船に向けて航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、二本松沖で錨泊して釣り中、船長Bが、釣りに意識を集中し、適切な見張りを行っていなかったことから、B船に向けて接近するA船に気付かずに錨泊を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、二本松沖において、A船が西北西進中、B船が錨泊して釣り中、A船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p> | |